

別表（伊那中央病院内保育所設置要綱第10条関係）

保 育 料 日 額 表

（単位：円）

区 分		保 育 料 (10時間以内)	延長保育 料 30分あたり	給 食 代	おやつ 代
通常	基本額の20分の1とする。	1, 7 2 7	1 0 5	3 0 0	(100)
50% 相当 減額措置 A	保育所開所時間の中に、保育時間が5時間以内の場合適用する。	8 6 4	/	3 0 0	(100)
50% 相当 減額措置 B	院内保育所に2人以上入所する場合、2人目から適用する。	8 6 4	5 3	3 0 0	(100)
30% 相当 減額措置	院内保育所に入所する児童の兄弟姉妹が他の保育所に入所する場合適用する。	1, 2 0 9	7 4	3 0 0	(100)

- 備考1 保育所開所時間中5時間以内の場合は保育料50%減額措置を適用する。
 2 給食代は、別個に徴収し、必要ない場合は徴収しない。
 3 上記の金額は、消費税相当額を含む。

◇ 保育料等の基本額は、次のとおりとする。

保 育 料 3 4, 5 4 0 円（月額）
 延長保育料 1 0 5 円（30分あたり）
 昼食代・おやつ代 実 費（当面上記金額とする。）